第２章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

２－１ 景観誘導の基本的考え方

（１）景観誘導の流れと運用方法

具体的な景観誘導にあたっては、**「景観形成方針」（景域・区域・地区毎）**と**「基準」（区域毎）**をもとに進めます。

市全域において、区域毎に対象となる行為については、景観法に基づく届出が必要であり、景観形成方針・基準に適合しなければなりません。適合しない場合は、助言・指導・勧告及び氏名公表・変更命令（形態意匠に限る）の対象となります。

また、氏名公表・変更命令を経てもなお、適合しない場合は、**罰則が適用されます**。

（Ｉ）設計・計画以前～届出までの流れ

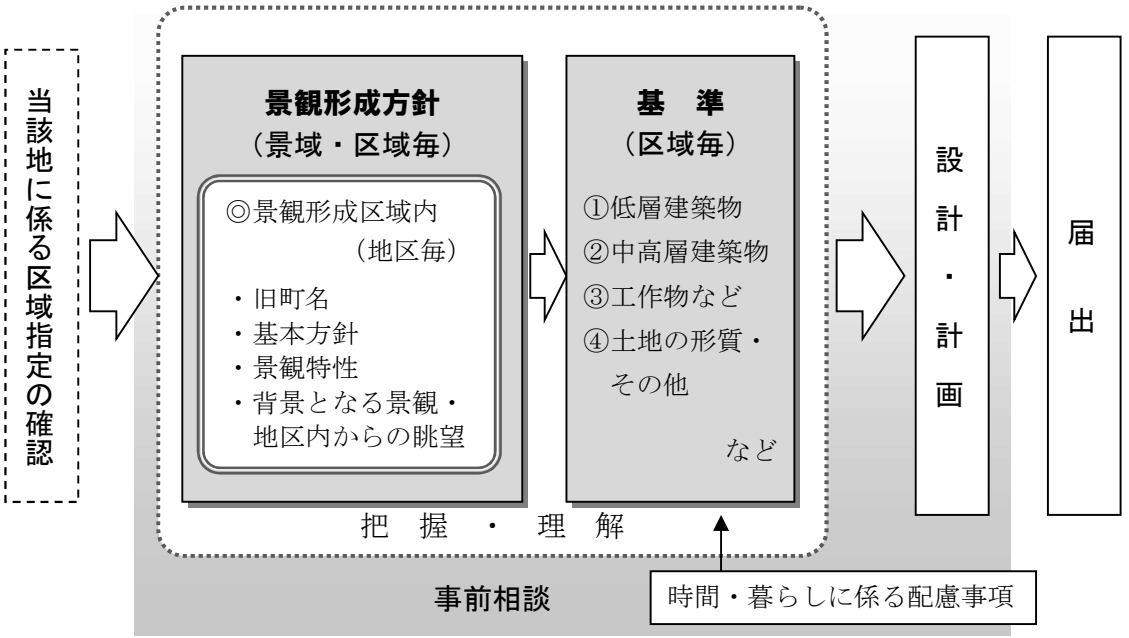

まず第一に、行為予定の当該地に係る景域・区域・地区毎の「景観形成方針」に基づいて、当該地周辺の歴史的背景や地理的条件等を踏まえた景観特性を読み解き、景観形成に向けた**前提条件の把握**が重要です。

次に、その前提条件を踏まえた上で、「基準」に基づく景観配慮や遵守すべき内容について理解を深めることが重要です。

最後に、以上のような理解のもとに、設計・計画を行った上で、行為に係る事前届出が必要となります。

また、景観形成方針や基準を理解し、設計・計画を進めていく上で、相談・確認すべき内容等がある場合は、適宜、**市との事前相談・協議**を行うことが望まれます。

（Ⅱ）届出以降の流れ

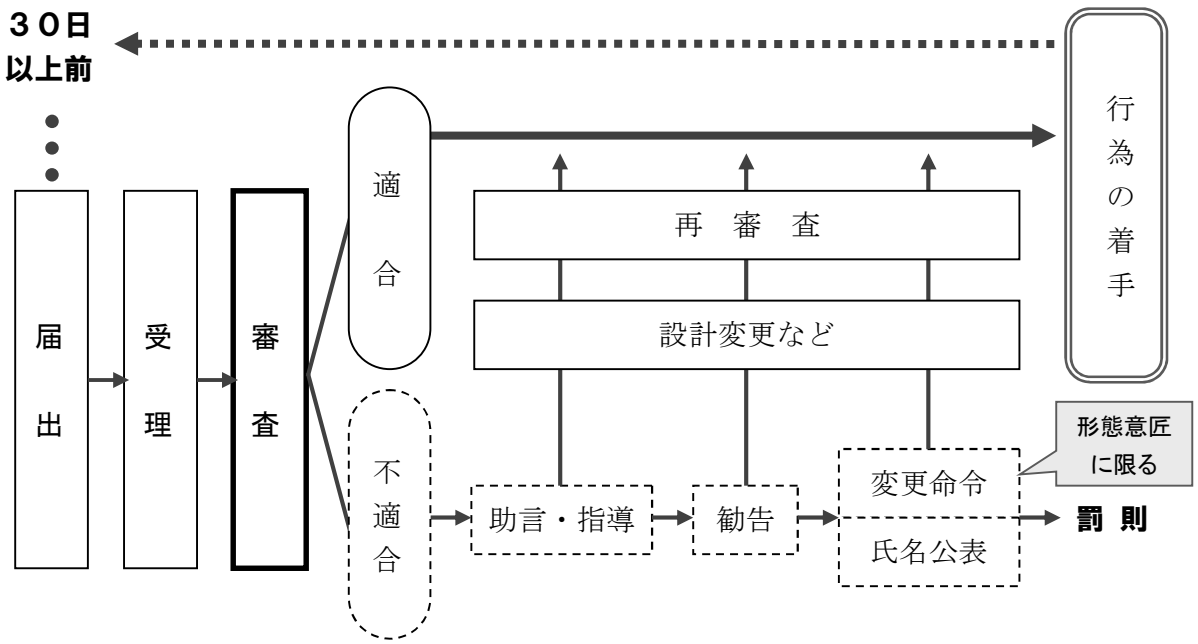

届出については、「届出が受理されてから３０日間を経過した後でなければ、行為に着手することができない（景観法による）」ため、**行為着手を予定する３０日以上前に行うよう配慮が求められます。**

ただし、届出を受理してから３０日以内に適合通知が交付された場合は、行為に着手することが可能です。

当該行為が周辺の景観に影響を及ぼすおそれがあるなど、必要に応じて、「審査」や「再審査」の段階で、『金沢市景観審議会』において審査・審議されることもあるため、なるべく早期の届出や事前相談・協議が望まれます。

なお、行為に係る届出なく、行為に着手した場合は、**罰則が適用されます**。

（２）重層的な区域設定による景観誘導方針

市全域を景観計画区域に指定するとともに、きめ細かな景観誘導を行うため、重層的に区域を設定することにより、良好な景観形成を推進します。

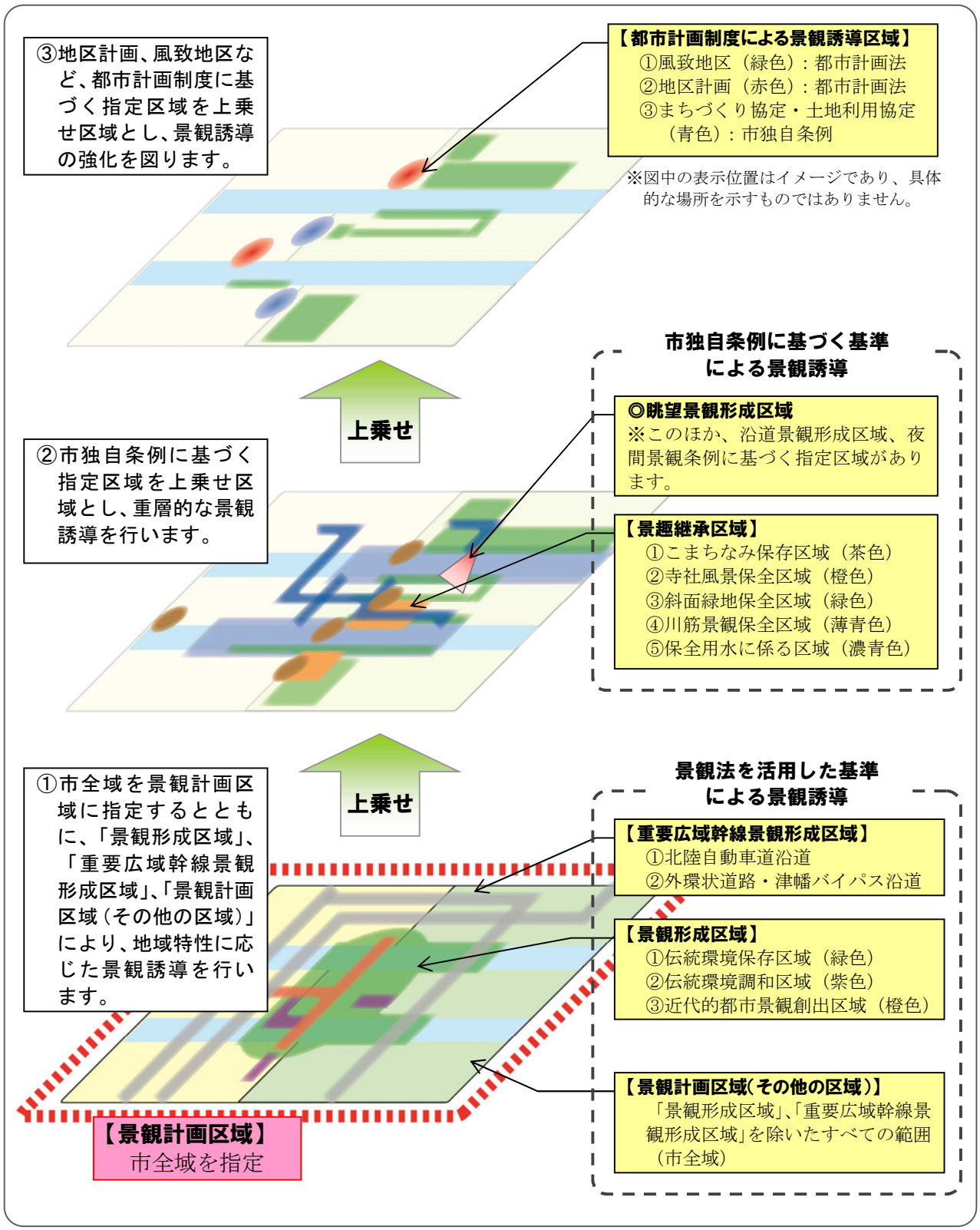

２－２　届出等が必要な行為

（１）届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

<table>
<tr><th rowspan="3">行為の種類</th><th colspan="3">届出等対象規模</th></tr>
<tr><th colspan="3">景観計画区域</th></tr>
<tr><th>（その他の区域）※</th><th>重要広域幹線
景観形成区域</th><th>景観形成区域
伝統環境保存区域
伝統環境調和区域
近代的都市景観創出区域</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
【建築物の建築等】</td><td>高さが 10mを超えるもの
又は
市街化区域内における土地面積が 3,000 ㎡以上のもの
市街化区域外における土地面積が 1,500 ㎡以上のもの</td><td>高さが 10mを超えるもの
又は
建築面積が 500 ㎡を超えるもの
又は
市街化区域内における土地面積が 3,000 ㎡以上のもの
市街化区域外における土地面積が 1,500 ㎡以上のもの</td><td rowspan="6">すべて</td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽光発電設備等を使用または設置する建築物にあっては、高さ 10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積）の合計が 50 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
【工作物の建設等】</td><td colspan="2">高さが 10mを超えるもの
屋根面に設置されるもので高さが 1.5mを超えるもの
ただし、太陽光発電設備等にあっては、高さ 10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が 50 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>開発行為（都市計画法第４条第 12 項に規定するもの）</td><td colspan="2">市街化区域内における土地面積が 3,000 ㎡以上のもの
市街化区域外における土地面積が 1,500 ㎡以上のもの</td></tr>
<tr><td>土地の開墾その他の土地の形質の変更（開発行為除く）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>木竹の伐採又は物件の堆積</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※景観計画区域のうち、「景観形成区域」及び「重要広域幹線景観形成区域」を除く区域

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事
増　　築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
改　　築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異ならないものを造る工事
移　　転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
修　　繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
模　様　替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

【届出等の対象となる工作物】
- 門、塀その他これらに類するもの
- 煙突
- 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く）
- 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 擁壁
- 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- 築造面積が 300 ㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- 橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの
- 太陽光発電設備等（太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備）で建築物以外のもの

（２）届出等の対象外となる行為

（１）に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

１）次の表に掲げる行為

行　　為	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第８条第１号
仮設の建築物の建築等	条例第 15 条 第１項第１号
仮設の工作物の建設等	政令第８条第２号
木竹の伐採で、次に掲げるもの ①除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの ②枯損したもの又は危険なもの ③自家の生活の用に充てるために必要なもの ④仮植したもの ⑤測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの	政令第８条第３号
土地の形質の変更で、次に掲げるもの ①仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転の用に供する目的で行うもの ②既存の建築物等の管理のために必要なもの ③面積が 10 ㎡以下で、かつ、高さ 1.5m を超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの ④景観形成区域外で行うもの	規則第７条第３項
木竹の伐採で、景観形成区域外で行うもの	規則第７条第４項
物件の堆積で、次に掲げるもの ①面積が 10 ㎡以下で、かつ、高さ 1.5m 以下のもの ②景観形成区域外で行うもの	規則第７条第５項
建築物の新築、増築、改築又は移転で、行為に係る部分の床面積の合計が 10 ㎡以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）	規則第７条第６項 第１号
建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）	規則第７条第６項 第２号
工作物（橋りょう及び太陽光発電設備等を除く）の建設等で、行為に係る高さが、1.5m 以下のもの	規則第７条第６項 第３号
工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る）の建設等で、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が 10 ㎡以下のもの	規則第７条第６項 第４号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、かつ、次に掲げるもの ①幅員 2m 以下の用排水路、農道又は林道の設置 ②土地の形質の変更 ③木竹の伐採（森林の皆伐を除く）	政令第８条第４号 ハ

２）次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	許可等	根拠条項※
景観法	景観地区内の建築物の建築等の認定（第 63 条第 1 項）	法第 16 条第 7 項第 8 号
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例	景観地区内の工作物の建設等の認定（第 26 条の 6 第 1 項）	法第 16 条第 7 項第 9 号
	景観地区内の土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積の許可（第 26 条の 14）	政令第 10 条第 1 号
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可（第 43 条第 1 項）	政令第 10 条第 3 号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出（第 81 条第 1 項）	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可（第 125 条第 1 項）	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知（第 167 条第 1 項第 6 号）	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意（第 168 条第 1 項）	
	重要文化財の修理の届出（第 43 条の 2 第 1 項）	規則第 7 条第 1 項第 1 号
	史跡名勝天然記念物の復旧の届出（第 127 条第 1 項）	
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可（第 14 条第 1 項、第 35 条第 1 項）	規則第 7 条第 1 項第 2 号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出（第 15 条第 1 項、第 36 条）	
金沢市文化財保護条例	指定文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の現状変更に係る承認（第 12 条）	規則第 7 条第 1 項第 3 号
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可（第 4 条）	規則第 7 条第 1 項第 4 号
屋外広告物法	条例の規定に適合する屋外広告物等の表示等（第 4 条、第 5 条）	政令第 10 条第 4 号

※法　：景観法　　政令：景観法施行令
　条例：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例
　規則：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

３）次に掲げる行為

①非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第 16 条第 7 項第 2 号）
②法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第 8 条第 4 号イ）
③その他景観法第 16 条第 7 項に掲げる行為

２－３　届出等が必要となる対象範囲（指定区域）

対象範囲は、次の表に示す通りです。

<table>
<tr><th colspan="2">区域</th><th>対象範囲</th></tr>
<tr><td rowspan="3">景観形成区域</td><td>伝統環境保存区域</td><td rowspan="3">P22～25 に示す範囲</td></tr>
<tr><td>伝統環境調和区域</td></tr>
<tr><td>近代的都市景観創出区域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重要広域幹線
景観形成区域</td><td>北陸自動車道沿道</td><td>市街化区域内
…道路境界線から両側１００ｍの範囲
市街化区域外
…道路境界線から両側５００ｍの範囲</td></tr>
<tr><td>外環状道路
・津幡バイパス沿道</td><td>道路境界線から両側１００ｍの範囲</td></tr>
<tr><td>景観計画区域
（その他の区域）</td><td colspan="2">景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域を除く市全域</td></tr>
</table>

※「重要広域幹線景観形成区域」について、外環状道路（海側幹線）の未整備区間は、対象範囲から除外します。

２－４　景観形成基準設定にあたっての視点

金沢固有の魅力ある景観は、先人の努力の成果を受け継いだかえがえのない市民共通の財産です。「金沢市景観総合計画」に示す景観構成要素を踏まえた景観まちづくりの方針を具現化するため、次のような視点に基づき、区域毎の景観形成基準を設定します。

（１）景観特性や「地」となる景観の重視

金沢らしい景観は、地域・地区毎の地形・歴史・土地利用の構図の重なりや時間・暮らしを背景として、現れてくるものです。そのため、地域・地区にある様々な景観構成要素についても、「地」と「図」の関係を再認識し、地域・地区全体として、「地（ベース）」となる景観を継承し、個性と魅力ある景観を形成することが重要です。

（２）街並みとしての調和

金沢の街並みは、様々な時代の歴史や伝統・文化など、地域に根ざした「まちの記憶」が刻まれています。そのため、新たな景観の形成においても、地域・地区毎における街並みとして連続性や統一性に配慮し、調和を図りながら、後代にまちの記憶を引き継ぐことが重要です。

（３）敷地利用の調和

景観は、様々な性格を有する敷地の集合体として捉えられます。また、敷地内には、建築物や工作物のほか、外構部分の歩行・緑化空間や駐車場・屋外設備など、様々な景観を構成する要素があります。そのため、景観面とともに機能・利用面も含めて、これらの要素が相互に調和したかたちで快適な敷地利用を目指すことが重要です。

（４）半公的空間における景観配慮

私的空間と公的空間との境界部分となる半公的空間は、目線レベルから見た地域・地区毎の街並みや景観を印象づけるものです。そのため、道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する空間においては、周辺からの見え方や周辺の景観との調和への配慮が重要です。

（５）家並み景観・屋上景観の整え

家並み景観・屋上景観は、地域・地区における景観の全体的な印象や輪郭として感じられるものです。そのため、屋根や屋上部分については、周辺の街並みや背景となる景観と調和したものとし、奇抜な形態や雑然としたものとならないよう、整えることが重要です。

※以下、景観形成基準については「基準」と表現します。（２－１１まで）

２－５　「景観形成区域」における基準

「景観形成区域」における基準は、以下の通りです。（景観地区の基準は別に定めます。）

（１）伝統環境保存区域（景観形成区域）における良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

A　歴史文化象徴区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する３階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、２階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・城下町金沢の歴史文化を象徴する区域にふさわしい風格と落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・伝統的な街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、勾配屋根を原則とする。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを原則とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、城下町金沢の歴史文化を象徴する街並み景観の継承に配慮し、茶・ベージュ系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	緑・用水等	・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を１本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50 ㎝以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目		基　　準
建築物	配置	・周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や３階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・金沢城や兼六園からの眺望に配慮した配置とする。 ・こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・城下町金沢の歴史文化を象徴する区域にふさわしい風格と落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。

項　目			基　　準
建築物	形態意匠		・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・低層部では、伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、背後の斜面緑地や山並み・スカイラインと調和する形状となるよう配慮する。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・特に低層部の外壁は、伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50 cm 以上）の通路幅を確保する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	緑・用水等	・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）
	配置	・伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

項　目		基　　準
工作物等	配置	・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。(維持管理作業は除く) ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

B　伝統的街並み区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	高さ		・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより 15m又は 12m以下とする。
	配置		・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する３階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、２階の壁面よりも後退させる。 ・こまちなみ保存区域（旧新町区域）と重なる区域では、道路に面する３階以上の壁面は、道路から２ｍ以上後退するよう努める。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・まちなかの伝統的街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・伝統的な街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、勾配屋根を原則とする。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。(※)
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	緑・用水等	・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を１本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目		基　　準
建築物	高さ	・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより 15m又は 12m以下とする。
	配置	・周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や３階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・こまちなみ保存区域（旧新町区域）と重なる区域では、道路に面する３階以上の壁面は、道路から２ｍ以上後退するよう努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。

項　目			基　　準
建築物	形態意匠		・低層部では、伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・まちなかの伝統的街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、背後の斜面緑地や山並み・スカイラインと調和する形状となるよう配慮する。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・特に低層部の外壁は、伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	緑・用水等	・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）
	配置	・伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

項　目		基　　準
工作物等	配置	・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。(維持管理作業は除く) ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

C　川筋景観区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する３階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、２階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・川筋の伝統的街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・伝統的な街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、勾配屋根を原則とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。(※)
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を１本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	緑・用水等	・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目		基　　準
建築物	配置	・周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や３階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・川筋の開放的な眺望や街並みとの一体感に配慮した配置とする。 ・こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・低層部では、伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・川筋の伝統的街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。

項　目			基　　準
建築物	形態意匠		・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、背後の斜面緑地や山並み・スカイラインと調和する形状となるよう配慮する。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・特に低層部の外壁は、伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	緑・用水等	・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）
	配置	・伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

項　目		基　　準
工作物等	配置	・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。(維持管理作業は除く) ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

D　旧街道街並み区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	高さ		・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより 12m以下とする。
	配置		・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する３階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、２階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・旧街道の歴史的な趣きの連続性に配慮した素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・伝統的な街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を１本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm以上）の通路幅を確保する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	緑・用水等	・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、旧街道の街並みと調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目		基　　準
建築物	高さ	・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより 12m以下とする。
	配置	・周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や３階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・旧街道の街並みの連続性に配慮した配置とする。 ・こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・低層部では、旧街道の街並みとの調和に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・旧街道の歴史的な趣きの連続性に配慮した素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。

項　目			基　　準
建築物	形態意匠		・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・特に低層部の外壁は、伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場		・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、旧街道の街並みと調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）
	配置	・旧街道沿いの伝統的な街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。（維持管理作業は除く） ・宅地の造成、土石の採取等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方にも配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

E　遠望風致区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	高さ		・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより 15m、12m、10m、8m以下とする。
	配置		・ゆとりある景観形成のため、道路に面する３階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、２階の壁面よりも後退させる。 ・周辺の街並みや自然環境と調和したゆとりある配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・背景となる山並みやスカイラインとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、勾配屋根を原則とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。
		色彩	・外壁の色彩は、自然環境と調和した街並み景観の形成に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、低明度・低彩度の色調とし、金属板葺きの場合は、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を１本以上植栽するよう努める。 ・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。

項　目		基　　準
敷地利用	駐車スペース・駐車場	・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目		基　　準
建築物	高さ	・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより 15m、12m、10m、8m以下とする。
	配置	・周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や３階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・犀川・浅野川沿いや対岸等の周辺から見た場合、違和感が生じないような配置とする。
	形態意匠	・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、背後の斜面緑地や山並み・スカイラインと調和する形状となるよう配慮する。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。

項　目			基　　準
建築物	形態意匠		
		色彩	・外壁の色彩は、自然環境と調和した街並み景観の形成に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、低明度・低彩度の色調とし、金属板葺きの場合は、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50㎝以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場		・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置として工夫するか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物自動販売機		・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等		・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）
	配置	・周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、特に、背景となる山並みやスカイラインを遮らないような配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。（維持管理作業は除く） ・宅地の造成、土石の採取等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方にも配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

（２）伝統環境調和区域（景観形成区域）における良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

A　景趣調和区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・地区毎の街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・こまちなみ保存区域（旧新町区域）と重なる区域では、道路に面する３階以上の壁面は、道路から２m以上後退するよう努める。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・伝統的な街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を１本以上植栽するよう努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１m（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	駐車スペース・駐車場	・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・伝統的な街並みの趣きと調和する落ち着いたデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目		基　　準
建築物	配置	・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や３階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・こまちなみ保存区域（旧新町区域）と重なる区域では、道路に面する３階以上の壁面は、道路から２m以上後退するよう努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・伝統的な街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。

項　目			基　　準
建築物	形態意匠		・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場		・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・伝統的な街並みの趣きと調和する落ち着いたデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）
	配置	・周辺の伝統的な街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。（維持管理作業は除く） ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

B　景観調和区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・地区毎の街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・地区毎に継承される地割・町割がある場合には、歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・伝統的な街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を１本以上植栽するよう努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	駐車スペース・駐車場	・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・隣接する伝統環境保存区域の街並みと調和する落ち着いたデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目		基　　準
建築物	配置	・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や３階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・伝統的な街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目			基　　準
建築物	形態意匠		
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場		・できるかぎり、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機		・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。

項　目		基　　準
敷地利用	広告物等	・隣接する伝統環境保存区域の街並みと調和する落ち着いたデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）
	配置	・隣接する伝統的環境保存区域内の街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。（維持管理作業は除く） ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

（３）近代的都市景観創出区域（景観形成区域）における良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

A　金沢駅周辺区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・できるかぎり壁面を後退させ、歩道沿いにゆとりある空間の創出に努める。 ・周辺の街並みと調和した配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・金沢の玄関口としての風格ある景観形成に配慮し、賑わいのなかにも落ち着きが感じられる形態意匠とし、奇抜なものとはしない。 ・建築物上部の形態を整え、すっきりした形状とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・できるかぎり敷地内の道路側に郷土種や周辺の植生に合った中高木や低木を植栽し、建築物と一体となった魅力ある緑化空間の創出に努める。
	駐車スペース・駐車場		・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機		・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 ・やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	広告物等	・金沢の玄関口にふさわしい品格と落ち着きが感じられる景観形成に配慮したデザインとなるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。 ・周辺の街並みと調和した配置とする。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠		・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
建築物	屋外設備等	・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・金沢の玄関口としての街並みにふさわしいシンボリックな緑化空間の創出に配慮する。
	駐車スペース・駐車場	・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 ・やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。
	広告物等	・金沢の玄関口にふさわしい品格と落ち着きが感じられる景観形成に配慮したデザインとなるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）
	配置	・周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。
	緑・用水等	・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。（維持管理作業は除く）
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

B　都心軸区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・できるかぎり壁面を後退させ、歩道沿いにゆとりある空間の創出に努める。 ・周辺の街並みと調和した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・金沢の都心軸としての風格ある景観形成に配慮し、賑わいのなかにも落ち着きが感じられる形態意匠とし、奇抜なものとはしない。 ・建築物上部の形態を整え、すっきりした形状とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・できるかぎり敷地内の道路側に郷土種や周辺の植生に合った中高木や低木を植栽し、建築物と一体となった魅力ある緑化空間の創出に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場		・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物自動販売機		・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 ・やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	広告物等	・金沢の都心軸として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。 ・周辺の街並みと調和した配置とする。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠		・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
建築物	屋外設備等	・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
	緑・用水等	・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・都心軸としての賑わいや憩いの演出、アートアベニューとしての魅力向上に寄与する緑化空間の創出に配慮する。
敷地利用	緑・用水等	・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 ・やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。
	広告物等	・金沢の都心軸として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

項　目		基　　準
工作物等	配置	・周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。(維持管理作業は除く) ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

C　商業業務区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・周辺の街並みと調和した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠		・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・金沢の中心繁華街としての活力と魅力ある景観形成に配慮し、賑わいのなかにも落ち着きが感じられる形態意匠とし、奇抜なものとはしない。 ・建築物上部の形態を整え、すっきりした形状とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等		・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・できるかぎり敷地内の道路側に郷土種や周辺の植生に合った中高木や低木を植栽し、建築物と一体となった魅力ある緑化空間の創出に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場		・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機		・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 ・やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
敷地利用	広告物等	・金沢の中心繁華街として賑わいの中にも節度が感じられるデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項　目			基　　準
建築物	配置		・周辺の街並みと調和した配置とする。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠		・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
		色彩	・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

項　目		基　　準
建築物	屋外設備等	・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・中心繁華街としての賑わいや憩いの演出に寄与する緑化空間の創出に配慮する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 ・やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。
	広告物等	・金沢の中心繁華街として賑わいの中にも節度が感じられるデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項　目		基　　準
工作物等	高さ	・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）
	配置	・周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	・周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	・塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

④土地の形質・その他

項　目		基　　準
土地の形質・その他	土地の形質等	・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。（維持管理作業は除く） ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも 50cm 以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

2－6 「重要広域幹線景観形成区域」における基準

「重要広域幹線景観形成区域」における基準は、以下の通りです。

● 重要広域幹線景観形成区域における良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目			基準
建築物及び工作物	配置・規模		・沿道景観の背景となる山並みや稜線への眺望を広範囲にさえぎらないようにする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共施設・空間に接する敷地境界からは、できるかぎり後退し、ゆとりある空間の創出に努める。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮する。 ・文化財や地域の優れた景観資源がある場合には、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠		・周辺の景観との調和に配慮したものとし、奇抜なものとはしない。 ・地域の個性や伝統を活かした素材の採用に努める。 ・自然環境の優れた場所では、自然景観との調和した形態意匠となるよう配慮する。 ・建築物のボリュームが周辺に威圧感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材等による分節化など、工夫に配慮する。 ・建築物の上部は、奇抜な形状や突出した形状とはせず、すっきりとした形状とし、塔屋や工作物等は目立たないよう配慮する。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。
		色彩	・周辺の自然環境や背景となる景観との調和に配慮した色彩とする。 ・外壁は、明度8.5以下とし、彩度が高いものとならないようにする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とする。 ・山裾、中山間、山間景域では、外壁、屋根の色彩は、中低明度、低彩度となるよう努める。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では「色彩誘導表」に基づく色彩とする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根や工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。

項　目		基　　準
敷地利用	緑・用水等	・ゆとりと潤いある空間を創出するため、できるかぎり敷地内の緑化に努める。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する側には、郷土種や周辺の植生にあった中高木・低木等を植栽し、建築物と一体となった魅力的な緑化空間を創出する。 ・道路に面する角地となる場所には、緑化を兼ねた魅力あるオープンスペースの創出に配慮する。 ・敷地外周部は、できるかぎり中高木や低木・生垣をバランス良く配置・植栽し、緑化修景に努める。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	駐車スペース・駐車場	・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置として工夫するか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の重要な景観資源の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

項　目	基　　準
土地の形質等	・既存の自然地形を極力活かした計画とし、周辺の景観との調和に配慮し、背景の山並みや稜線を切る造成（盛土・切土）とならないよう配慮する。 ・宅地の造成等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方に配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 ・敷地の一部を資材置き場や土砂堆積場とする場合には、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。
擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の景観との調和に配慮し、石材や樹木による緑化など、自然素材の活用に努める。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。

2－7 「景観計画区域（その他の区域）」における基準

景観計画区域において、前述した指定区域以外の市全域（その他の区域）における基準は、以下の通りです。

● 「景観計画区域（その他の区域）」における
良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項　目			基　　準
建築物及び工作物	配置・規模		・道路・河川・用水・公園等の公共施設・空間に接する敷地境界からは、できるかぎり後退し、ゆとりある空間の創出に努める。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮する。 ・文化財や地域の優れた景観資源がある場合には、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠		・周辺の景観との調和に配慮したものとし、奇抜なものとはしない。 ・建築物のボリュームが周辺に威圧感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材等による分節化など、工夫に配慮する。 ・建築物の上部は、奇抜な形状や突出した形状とはせず、すっきりとした形状とし、塔屋や工作物等は目立たないよう配慮する。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。
		色彩	・周辺の自然環境や背景となる景観との調和に配慮した色彩とする。 ・外壁は、明度・彩度が奇抜なものとならないよう配慮する。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくならないようにする。 ・屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・山裾、中山間、山間景域では、外壁、屋根の色彩は、中低明度、低彩度となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では「色彩誘導表」に基づく色彩とする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根や工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等		・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。

項　目		基　　準
敷地利用	緑・用水等	・ゆとりと潤いある空間を創出するため、できるかぎり敷地内の緑化に努める。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する側には、郷土種や周辺の植生にあった中高木・低木等を植栽し、建築物と一体となった魅力的な緑化空間を創出する。 ・道路に面する角地となる場所には、緑化を兼ねた魅力あるオープンスペースの創出に配慮する。 ・敷地外周部は、できるかぎり中高木や低木・生垣をバランス良く配置・植栽し、緑化修景に努める。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に１ｍ（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	駐車スペース・駐車場	・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置として工夫するか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の重要な景観資源の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

項　目	基　　準
土地の形質等	・既存の自然地形を極力活かした計画とし、周辺の景観との調和に配慮し、背景の山並みや稜線を切る造成（盛土・切土）とならないよう配慮する。 ・宅地の造成等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方に配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 ・敷地の一部を資材置き場や土砂堆積場とする場合には、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。
擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の景観との調和に配慮し、石材や樹木による緑化など、自然素材の活用に努める。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。

２－８ 高さ基準について

伝統環境保存区域の「Ｂ　伝統的街並み区域」、「Ｄ　旧街道街並み区域」、「Ｅ　遠望風致区域」の一部区域（市街化調整区域）で、建築物及び工作物等に適用する高さ基準については、以下の【高さ基準図】に示す通りです。

【高さ基準図】

（市街地東部の一部）

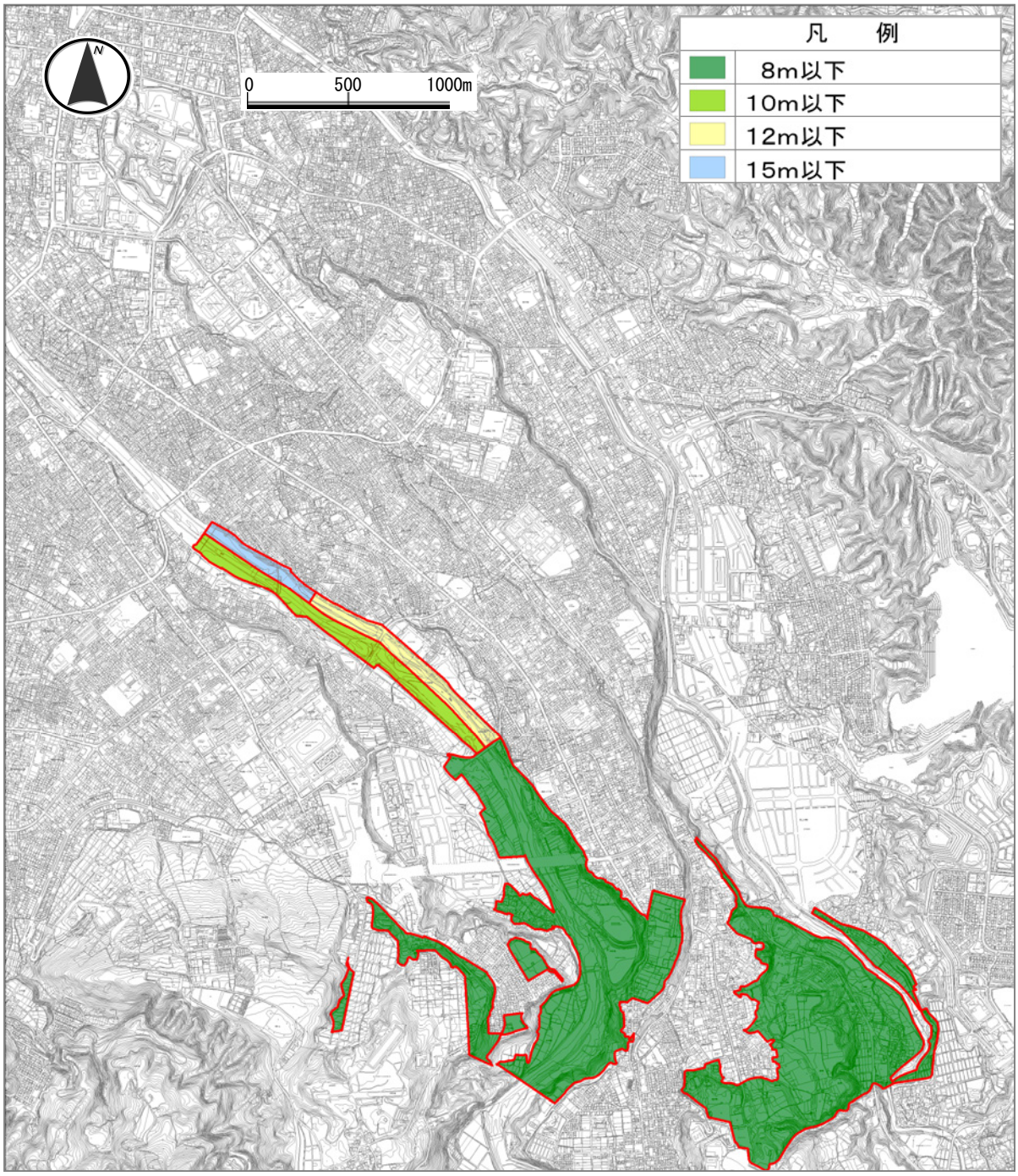

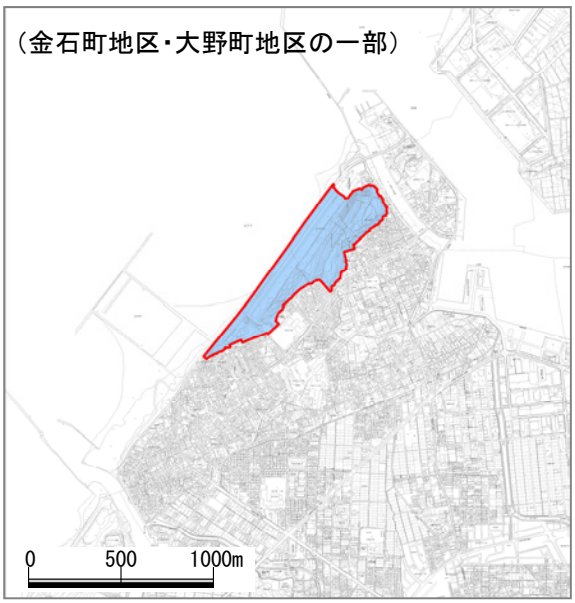

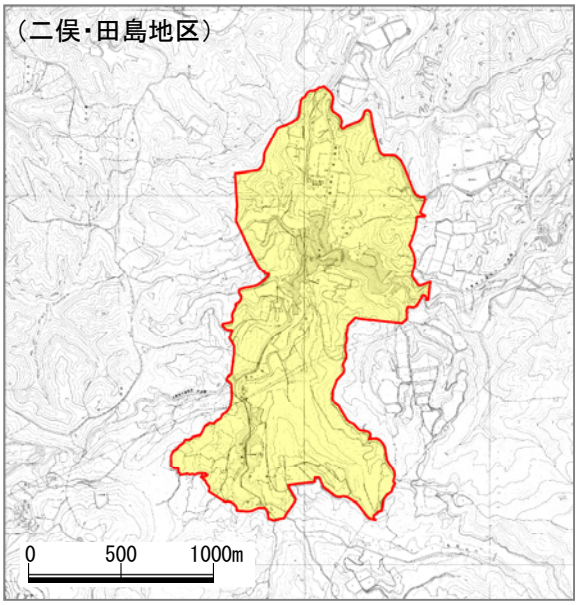

（いずれの図も上が真北）

凡　　例	
	8m以下
	10m以下
	12m以下
	15m以下

２－９ 色彩基準等について

（１）禁止色（基準）

「建築物の屋根・外壁や工作物の基調色」として禁止する色は、次に示す通りです。

＜別表＞【禁止色】※マンセル値（JISZ8721 による）

① Ｒ（赤）、ＹＲ（黄赤）系の色相で、彩度が６を超えるもの。
② Ｙ（黄）系の色相で、彩度が４を超えるもの。
③ ①・②以外の色相で、彩度が２を超えるもの。
④ 蛍光色

（補足説明）
・伝統素材や自然素材で着色していないもの（経年変化による色彩の変化が生じるもの等）は除く。
・上記以外の色彩については、すべて認められる色彩というものではなく、素材や表面の質感、光沢の有無、使用する部位・面積等によって総合的に判断される。
・アクセント色の使用にあたっては、当該部位、面積や行為予定の当該地における区域において、景観上支障がないと判断される場合（遠景からの景観配慮も含む）、各１方向の見付け面積の２割までの範囲を上限とする。

（２）斜面緑地保全区域と重なる区域における色彩（基準）

景観形成区域において、斜面緑地保全区域と重なる区域では、前述した景観形成基準の中で示したように、次に示す【色彩誘導表】に基づくものとします。

【色彩誘導表】※マンセル値（JISZ8721 による）

<table>
<tr><td></td><td>屋　根</td><td colspan="2">外　壁</td></tr>
<tr><td>明度</td><td>３以下</td><td colspan="2">３以上６以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">彩度</td><td rowspan="2">２以下</td><td>Ｒ（赤）系
ＹＲ（黄赤）系
Ｙ（黄色）系</td><td>４以下</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>２以下</td></tr>
</table>

（３）推奨色

金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩は、木色（もくじき）です。
木色をベースとする望ましい色彩の範囲（推奨色）は、次に示す通りです。

推奨色は、基準ではありませんが、「外壁の基調色」としての採用が望まれます。

※マンセル値（JISZ8721 による）

色相	５ＹＲ	7.5ＹＲ	10ＹＲ	2.5Ｙ
明度	４以上　～　６以下		４以上　～　７以下	
彩度	２以上　～　４以下			

（補足説明）
・中高層建築物に推奨色を採用する場合、中高層部の色彩は、推奨色の中でも中高明度、低彩度を基調とし、遠景からの景観に配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えない色彩とする。

推奨色を適用する区域　…　景観形成区域

※伝統環境保存区域の「Ｅ　遠望風致区域（７地区すべて）」、近代的都市景観創出区域の「Ａ　金沢駅周辺区域（駅西地区、広岡３丁目地区）」、「Ｂ　都心軸区域（北陸自動車道～金沢港地区、金沢駅～北陸自動車道地区）」を除きます。

※また、斜面緑地保全区域と重なる区域は、（２）で示す別表「色彩誘導表」に基づくものとします。

２－10 緑被率誘導表（基準）

景観形成区域において斜面緑地保全区域と重なる区域では、前述した区域毎の基準で確保すべき緑被率について、次の【緑被率誘導表】に基づくものとします。

【緑被率誘導表】

種別		緑被率	備考
A	風致地区 （第１種該当地）	50%以上	（建ぺい率 20%）
B	風致地区 （第２種～５種該当地）	30%以上	（建ぺい率 40%）
C	A・B以外の区域	20%以上 商業系用途地域は 10%以上	

※緑被率＝緑地面積／敷地面積×100%
※「金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」第３条に規定する建築物の適用を受けたことにより、緑被率の確保が困難となった場合に限り、上表の規定は適用せず、歴史的風致の維持向上に配慮して可能な限り敷地内の緑化に努めるものとする。

２－11 基準運用に係る特記事項

２－５から２－10 の行為の制限に関する事項については、次の特記事項を設けます。

・地区計画やまちづくり協定など、調和のとれた街並みの連続性や統一性に配慮するための別途ルールがある地域・地区では、景観形成基準に加え、そのルールを尊重した良好な景観形成に努める。
・寺院・神社・教会等の建築物において、歴史的・伝統的に認識・継承されている固有の形態意匠や色彩等については、この限りではない。
・茶室等の屋根材で銅板葺きの使用については認める。
・白・黒系の漆喰等の伝統的素材や自然素材を用いる場合は、周辺の街並みとの調和に配慮し、使用する面積比率・バランスに留意したものとする。
・色彩については、印刷やカラーコピー等では実際の色彩と異なる場合があるため、色見本等で確認すること。
・景観形成基準に適合していなくても、別途、「金沢市景観審議会」における審議・審査で、景観上支障がない、もしくは、本市の景観形成に寄与すると判断された場合は、この限りではない。

２-12 時間・暮らしと景観との関わりを意識した良好な景観形成のために配慮すべき事項

景観形成基準に加え、地域に応じた特徴ある暮らしや時間の移り変わりを意識した配慮が望まれます。以下に、時間や暮らしとの関わりを意識した良好な景観形成に向けて配慮すべき事項を示します。

（１）景観形成区域【伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域】

項　目	配　慮　事　項
時間に関する事項	・伝統環境保存区域・伝統環境調和区域の建築物・工作物については、経年変化とともに味わいや趣きが感じられるような素材の採用等により、伝統的な街並みと調和した景観形成に配慮する。 ・近代的都市景観創出区域の建築物・工作物については、洗練された風格と落ち着きが感じられるような形態意匠や素材の採用等により、金沢の都心軸にふさわしい景観形成に配慮する。 ・緑化については、四季の変化が感じられる花木や紅葉が美しい樹木、金沢の気候風土に合った樹木の植栽により、森の都・金沢にふさわしい景観の創出に配慮する。 ・夜間においても、魅力や趣きが感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する。
暮らしに関する事項	・伝統環境保存区域・伝統環境調和区域においては、藩政期から残る区域特有の地割に根ざした建築物や庭の配置によって確保されている日照や通風等の良好な住環境の継承に配慮する。 ・伝統環境保存区域・伝統環境調和区域においては、地域の生活・生業等との関わりを意識し、親しみや落ち着きを五感で感じられる景観の創出に配慮する。 ・近代的都市景観創出区域においては、小広場やたまり空間をできるかぎり設け、イベント空間として活用するなど、賑わいと魅力が感じられる景観の創出に配慮する。 ・近代的都市景観創出区域における建築物の道路に面した低層部は、ショーウィンドー等のディスプレイ空間の設置など、賑わいと魅力ある歩行景観に寄与する空間の創出に配慮する。 ・金沢の特徴的な景観資源である斜面緑地や惣構跡・用水に隣接する敷地では、積極的に修景に活かし、金沢らしい魅力ある生活空間の創出に配慮する。 ・周辺の施設・歩道や敷地内・建築物内との歩行動線の関係に留意し、ユニバーサルデザインと景観が調和した歩行空間の確保に配慮する。
維持管理	・建築物や工作物、広告物、緑化空間のほか、ごみ集積場や駐輪場など、敷地内の適切な維持管理を行い、地域として美しく誇りを持てるような景観の維持・確保に配慮する。 ・行為を実施している期間中は、周辺の景観との調和を意識した遮へいや修景に配慮する。

（２）景観形成区域以外【重要広域幹線景観形成区域、景観計画区域（その他の区域）】

項　目	配　慮　事　項
時間に関する事項	・経年劣化により見苦しくならないような素材・材料の使用に配慮する。 ・緑化については、四季の変化が感じられる花木や紅葉が美しい樹木、金沢の気候風土に合った樹木の植栽により、森の都・金沢にふさわしい景観の創出に配慮する。 ・日中だけでなく、夜間でも魅力が感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する。
暮らしに関する事項	・当該地と地域の生活・生業等との関わりを意識した景観形成に配慮する。 ・敷地内においては、ベンチや緑化空間の設置により、近隣住民等の地域コミュニティに寄与する憩い空間や休憩できる空間の創出に配慮する。 ・周辺の既存の住宅地や集落から見た場合、景観上、大きな違和感が生じないよう配慮する。
維持管理	・敷地内の既存施設・設備等について、周辺景観と調和していない場合は、建築物や工作物の増築や改築等の機会に合わせて、改善するよう配慮する。 ・建築物や工作物、広告物、緑化空間のほか、ごみ集積場や駐輪場など、敷地内の適切な維持管理を行い、地域として美しく誇りを持てるような景観の維持・確保に配慮する。 ・行為を実施している期間中は、周辺の景観との調和を意識した遮へいや修景に配慮する。

参考：文学にみる金沢の情景

『加賀』明治 44 年（1911）より／　四季

其の雪が三月末に解ける、解けては降り降っては解けする中に漸々と暗い北国の夜があけて来る、ぱっとよみがえった日の光が軒端の雨垂れにあたって虹のように輝く。すっかり雪がとけると、遠い杉林等が紫色に見え野に草が萌え出し、東風の空に凧のうなりが響く、しばらくすると梅の花が咲く、間もなく桜が咲く、杏も咲く、桃も咲く、高い処に登って見渡すと、町の家々の築地の庭に、紅、薄紅、緑、白、鮮やかな百花の色彩が美しい。こうして北の国の空は俄にぱっと明るくなるのである。

徳田　秋聲